

釧路市モニター広告等事業に係る
公募型プロポーザル実施要項

釧路市
2025(令和7)年7月

1 趣旨

本要項は、釧路市（以下「当市」という。）が「釧路市モニター広告等事業」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法その他の必要な事項について定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

釧路市モニター広告等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙１の「釧路市モニター広告等事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業契約期間

2026(令和８)年４月１日から2031(令和13)年３月３１日まで

(4) 事業者（候補者）選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 事業実施場所及び設置場所

- ・ 釧路市役所防災庁舎 ２階

設置場所：待合スペース（広告モニター、待合椅子背面広告 16 脚）

- ・ 鳥取支所

設置場所：待合フロア（広告モニター）

- ・ コアかがやき

設置場所：ロビー（広告モニター）

3 参加資格

本要項に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人であって、本業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再決定を受けている場合を除く。

(3) 2025～2027年度釧路市競争入札参加資格者名簿（物品購入等）に登録されており、取扱品目において「広告、企画」部門に登録されていること。

(4) 公告の日から契約締結までにおいて、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例33号）第2条に規定する暴力団又は暴力団関係事業者でないこと及び役員等が暴力団員でないこと。
- (6) 公告の日から過去2年以内に、国又は他の地方自治体と本事業と同種又は類似の同規模事業について、元請としての履行実績が2件以上あること。
- (7) その他法令等に違反していないこと又は違反するおそれのないこと。

4 参加表明の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の提出書類（以下「参加表明書等」という。）を作成し提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

- ① 参加表明書（様式第2号） ※代表者印を押印すること
- ② 業務実績調書（様式第3号）

(2) 提出期限

2025(令和7)年8月1日(金)午後5時まで

(3) 提出先

「**13 問い合わせ及び提出先**」に同じ。

(4) 提出方法

- ① 参加表明書等は、持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合の受付は提出期限内の平日午前9時から午後5時までとし、事前に来庁日時を連絡すること。
- ③ 郵送の場合は、提出期間内必着とし、書留その他の到達を確認できる方法にすること。

(5) 留意事項

参加表明書等の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

(6) 参加資格の確認結果通知

- ① 参加表明書等の提出があった者に対し、参加資格を有するものと確認した場合はその旨を、参加資格を有するものと確認できなかった場合はその旨とその理由を「参加資格確認結果通知書」により通知する。
- ② 上記①の通知は、2025(令和7)年8月5日(火)までに電子メールにより行い、その後書面による通知も行う。

(7) 参加辞退

参加表明書等の提出後、都合により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「**13 問い合わせ及び提出先**」に記載のアドレス宛に辞退する旨を電子メールにて通知するとともに、同提出先に参加辞退届（様式第4号）を提出（郵送又は持参に限る。）すること。なお、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担とする。

5 質問の受付と回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第1号）に質問内容を記入して提出すること。

(1) 提出期限

2025(令和7)年7月22日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

原則として電子メールにより、「**13 問い合わせ及び提出先**」に記載のアドレス宛に提出すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を提出先へ電話連絡すること。

(3) メール件名の命名方法

「送信した日付」と「モニター広告等事業質疑」と「事業所名」の組み合わせで表示すること。

☞命名の例示：釧路商事が2025(令和7)年7月14日に送信した質問書の表題
「250714モニター広告等事業質疑【釧路商事】」

(4) 回答方法

事業者間の公平を期すため、質問に対する回答は釧路市ホームページに掲載する。この場合において、質問内容は要約、分割又は統合して回答することがある。なお、本プロポーザルに直接関係がないと判断した質問に対しては回答を行わないものとする。

(5) 回答期限

2025(令和7)年7月28日(月)まで

(6) 回答の効果

回答した内容は、本要項及び仕様書への追加又はこれらの修正とみなす。

6 企画提案書等の提出

参加資格を有する旨の参加資格確認結果通知書の交付を受けた者（本プロポーザルへの参加を辞退した者を除く。）は、次の提出書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出書（様式第5号）1部 ※代表者印を押印すること
- ② 企画提案書（任意書式 A4（図面等はA3も可））：10部
- ③ ②の内容を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R：1部）

(2) 提出期限

2025(令和7)年8月13日(水)午後5時まで

(3) 提出先

「**13 問い合わせ及び提出先**」に同じ。

(4) 提出方法

- ① 企画提案書等は、持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合の受付は提出期限内の平日午前9時から午後5時までとし、事

前に来庁日時を連絡すること。

- ③ 郵送の場合は、提出期間内必着とし、書留その他の到達を確認できる方法によること。

(5) 留意事項

- ① 提出した企画提案書等については、原則修正及び差し替え等は認めない。
- ② 企画提案書等において、特許権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

7 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案書（任意書式 A 4（図面等は A 3 も可））

- ① 企画提案書は下記の項目に沿ってすべて記載すること。

※ 各項目について、特記事項等がある場合は、順次追加して記載すること。

	項目	記載内容
1	広告モニターの設置	設置する機器の仕様・配置等について
2	待合椅子背面広告の設置	待合椅子背面広告の仕様・設置等について
3	市の行政情報及び 広告映像の配信	行政情報の作成・編集、表示方法について
4	民間事業者の広告	広告主の募集方法及び広告掲載基準について
5	安全管理対策	設置・撤去、運用時における安全性の確保について
6	維持管理体制	機器の故障及び問い合わせ等への対応体制について
7	創意工夫	提案者の独創性や優位性、その他提案したいことについて
8	広告料の提案	当市へ納付する広告料について (月額の方かるもの)

- ② A 4 判横書きで、片面印刷、文字サイズは 12 ポイント以上とし、参考資料を含めて 20 ページ以内を限度とすること。ただし、図面等で部分的に A 3 用紙を使用することも可とするが、A 4 版に合わせて折り込むこと。
- ③ 表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を付すこと。
- ④ 記載内容はできる限り平易な言葉を用い、必要に応じて用語の解説を付すこと。

8 プレゼンテーション等の実施

- (1) 提案書に基づき、提案概要等を説明するプレゼンテーション（デモンストレーションを含む。）及び質疑応答（以下これらを「プレゼン」という。）を行う。
- (2) 開催日及び場所
2025(令和7)年8月29日(金) 釧路市役所防災庁舎5階 本部会議室
※詳細については、個別に通知する。
- (3) プレゼン時間
プレゼンの時間は30分（提案説明15分以内、質疑応答15分以内）とする。
- (4) 参加人数
参加人数は、本事業を担当する主担当者を含む5名以内とする。
- (5) 留意事項
 - ① プレゼンは、提出した企画提案書等に基づき行うこと。その際、事業の概要等がわかるように説明すること。
 - ② 委員から説明を求められた事項については、全て回答すること。
 - ③ プレゼンの際にパワーポイント等で説明をする場合は、企画提案書等の提出時にその旨を申し出ることとし、使用する電子データ及びパソコンは、持参すること。なお、大型液晶ディスプレイについては、当市で準備する。
 - ④ プレゼン開始の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

9 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、釧路市モニター広告等事業プロポーザル審査委員会において行う。
- (2) 審査基準により、提出された企画提案書等及びプレゼンの内容を審査する。
- (3) 評価点の合計が、もっとも高い者を最優秀提案者として選定する。なお、評価点の合計が同点の場合は、各委員が評価した順位のうち1位であった数がもっとも多い者を最優秀提案者とする。これによっても重複する場合は審査委員長の評価点がもっとも高い者を選定する。
- (4) 審査結果通知は、プレゼンを行った全事業者に2025(令和7)年9月1日(月)に電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。
- (5) 審査結果に対する異議申立てには一切応じない。
- (6) 最終的な評価結果は、釧路市ホームページで公表する。
- (7) その他審査に必要な事項は、審査委員会において定める。

10 失格要件等

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 本要項で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) プレゼンに参加しなかった場合
- (4) 選定された者の評価点が著しく低い場合（満点の5割未満）
- (5) 契約締結までの間に参加資格を満たさないと発覚した場合
- (6) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) その他本要項の定めに違反した場合

11 契約手続

- (1) 本事業の契約候補者の決定

審査結果の通知後、速やかに最優秀提案者と本事業に係る契約の締結に向けた契約内容の協議を行う。最優秀提案者との協議が不調となった場合は、交渉を打ち切り、第2順位の提案者と交渉を行う。

- (2) 契約の手法

随意契約とする。

- (3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) 契約保証金

要する。ただし、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）第30条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、提出者の承諾を得ずに本事業の実施に必要な範囲で無償により利用及び複製をすることができるものとする。
- (6) 提出された書類は釧路市情報公開条例（平成17年釧路市条例第24号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (7) 本プロポーザルへの参加に当たり知り得た当市の一切の内容及び情報を、第

三者に開示し、又は漏洩しないこと。

13 問い合わせ及び提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市市民環境部戸籍住民課戸籍住民担当

電話 0154-21-6812

電子メール：ko-kosekijyumin@city.kushiro.lg.jp

【参考】本プロポーザルに係るスケジュール（各期日は上記の再掲）

項 目	期日（いずれも令和7年）
質問書の受付期限	7月22日（火） 午後5時
質問書の回答期限	7月28日（月）
参加表明書の提出期限	8月1日（金） 午後5時
参加資格要件確認結果通知	8月5日（火）
企画提案書等提出期限	8月13日（水） 午後5時
プレゼンテーション等の実施	8月29日（金）
審査結果の通知	9月1日（月）

※ 上記の各期日は、都合により変更する場合がある。なお、期日に変更が生じた場合は必要に応じて個別に通知する。